令和7年度災害救援専門ボランティア研修事業技術提案評価基準

1 基本的な考え方

委託候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に見 積価格の評価を加算する方式を採用し、契約限度額の範囲内において見積書の提出のあった者の うち、総合点の最も高い提案事業者を委託候補者とする。

(1) 提案内容の評価

「提案書評価表」に基づき提案内容を評価し、「内容点」を与える。

(2) 見積価格の評価

見積価格については、後に示す計算式に基づき、見積価格に対する点数(以下「価格点」 という。)を与える。

(3) 委託候補者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「内容点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を委託候補者とする。



内容点と価格点の割合は、上記のとおり6対1とする。提案者の獲得する合計点は、内容 点と価格点の合計とする。

(4) 有効数字

「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

- (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応
 - ア 提案事業者それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合 「内容点」が高い者を落札者とする。
 - イ 提案事業者それぞれの「内容点」、「価格点」が同じ場合 別途日を定め、くじ引きにより委託候補者を決定する。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、全評価項目で120点を満点とし、次の「項目評価点の考え方」に基づいて、別紙「提案書評価表」により採点する。

【項目評価点の考え方】

評価項目単位の採点は0~5点までの6段階で評価する。

- ① 特に優れた提案は「5点」とする。
- ② 優れた提案は「4点」とする。
- ③ 普通の提案であれば「3点」(基準点)とする。
- ④ 劣っている提案は「2点」とする。
- ⑤ 特に劣っている提案は「1点」とする。
- ⑥ 非常に低いレベルの提案及び記述のないものは「0点」とする。

3 見積価格の評価

提案事業者のうち、最も低い金額(以下「最低見積金額」という。)を提示したものを満点(20点)とし、他の事業者の点数は、次のように算定する。

価格点 = 20×(最低見積金額/他の事業者の見積金額)

なお、見積価格には消費税及び地方消費税の額を含む。